

行政簡素化實施要領說明

一 一般趣旨

- (1) 本件ハ單ニ人員ノ檢出ニノミ其ノ重點ヲ置キタルモノニアラズシテ、機構ノ簡素化モ亦重要ナル目標ナリ
  - (2) 簡素化ノ實施ニ因ル減少人員ノ振向先ハ南方ニ限定スルコトナク、大東亞全般ニ亘ルモノニシテ、或ハ支那、滿洲ニ、或ハ國內ニ於テ必要ナル方面ニ振向クルガ如キコトモ考慮シ得ベシ
- ニ要領第一項關係
- 増員ト減員トガ併存競合スル場合ニ於テ、其ノ増員ハ本項ノ増員ニ該當シ關議承認ヲ要ス
- (1) 増減員差引ノ結果全體ニ於テハ減員ト爲ル場合ト雖モ、増員部

大日本帝國憲法

官制官階官給及官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

官制官階官給の條を以て之を定むるは、官制官階官給の條を以て之を定むるは、

分ハ本項ニ依ル

豫算當局ノ取扱上其ノ増員部分ニ付、事實上豫算配付ヲ爲シ居ルモノト雖モ、原則トシテ本項ノ承認ヲ要ス

例外。○所謂皆増皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合ハ承認不要

○經常費、臨時費間相互組替ニ基因スル増員ハ承認不要

所謂昇格ノ爲ノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認

ヲ要ス

三 要領第二項關係

(1)本項ノ「一定員」ハ官吏ニ付テハ實質上ノ官制定員トス

(2)本年度ニ於テ官制ノ制定又ハ改正ヲ了シ六月一日迄ニ之ヲ施行シタルモノニ付テハ新官制上ノ定員

(3)豫算上削減セラレ居ル定員ニシテ六月一日迄ニ未ダ之ニ即應

大日本帝國政府



（一）各省官制ノ改正又ハ廢止ノ施行セラレザルモノニ付テハ六月一日現在ノ官制上ノ定員ヨリ當該削減人員ヲ減ジタル定員

但シ左ノ場合ハ削減ナキモノトシテ扱フ

○所謂省増皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合

○經常費臨時費間相互組替ノ場合

○所謂昇格ノ爲ノ振替減ノ場合

（二）三割、二割、一割ノ減少率ノ適用ニ付テハ内閣部内又ハ各省部内ニ於テ全中央官廳、全地方官廳又ハ全作業廳ヲ夫々一單位トシテ取扱ヒ、各部局別ニ此等ノ率ヲ適用スルコトナキモノトス

四要領第五項關係

本項(1)及(2)ニ掲グルモノハ減員率ノ適用ニ付テハ内務部内ニ一

本府(一)五(二)地方官、ハ職員率、海關ニ於テハ内務省内ニ一  
知事、海關監督、海關監督、

内ニ付テハ、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、  
海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

○海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

○海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

○海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、海關監督、

括シテ取扱フモノトス

(備考)一、所謂皆増皆減若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ昇格ノ爲ノ振

替ニ該當スルヤ否ヤ法制局及大藏省間ノ協議ニ依リ之

ヲ認定ス

一般ニ皆増皆減ト稱セラルルモノト雖モ、之ニ依ル今

年度ノ定員ガ前年度ノ定員ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ

超過部分ハ皆増皆減トシテ取扱ハザルモノトス

ニ要領中高等官、勅任官、奏任官、判任官ノ語ハ各待遇

官吏ヲ包含ス

ニ囑託員、職工、鑛夫等ハ雇傭人ノ中ニ包含ス

四官制其ノ他法令ニ定員ノ定ナキモノハ豫算定員ヲ以テ

定員トス